

2016年11月7日月曜日開催

貸切バス制度改正等に係る説明会での質疑についての保留していた回答報告

●1. 同一会社内でタクシー乗務員から新たにバス乗務員になる場合の初任診断の取り扱いは？

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1676号）の一部を改正する告示案において、「第二章 特定の運転者に対する特別な指導の指針」の「4 適性診断の受診」中（2）が、下記（2）のとおり改正され、平成28年12月1日付けで施行される予定となっておりますが、同一会社内でタクシー乗務員から新たに「貸切バスの運転者」となる場合については、すでにタクシー乗務員となった際に初任診断を受診しており、また、運転者としての適性或技量の把握がなされていると考えられることから、改めて初任診断を受けていただく必要はありません。

〈改正案の（2）〉

（2） 運転者として新たに雇い入れた者（貸切バス以外の一般旅客自動車又は特定旅客自動車の運転者として新たに雇い入れた者であって、雇入れの日前3年間に初任診断（初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を受診したことがある者及び個人タクシー事業者を除く）

●2. 貸切バスは運行管理者が最低2名以上必要とのことだが、兼業している場合の取り扱いは？

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の通達改正案において、「第47条の9 運行管理者等の選任」中、下記（3）の部分には今回変更はございませんので、従来どおり同一事業者の同一営業所で複数の種類の事業の運行管理者を兼務することは可能です。

ただ、今回の改正で、貸切バスにかかる運行管理者の必要選任数が20両毎に1名、最低2名と変更になりますので、それを充足していただく必要がございます。

（3） 同一事業者の同一営業所で複数の種類の事業の事業用自動車の運行を管理する場合には、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を有する運行管理者又はそれぞれの事業の種類に応じた種類の資格者証を併せて有する運行管理者に限り、当該複数の種類の事業の運行管理者を兼務することができる。この場合は、当該営業所で運行を管理する事業用自動車の総数に応じて、当該複数の種類の事業のうちより多くの数の運行管理者を必要とする種類の事業における選任数の定めに従って運行管理者を選任するよう指導すること。